

牛肉・豚肉の緊急措置、豚肉の特別緊急関税

1. 牛肉・豚肉の緊急措置

ウルグアイ・ラウンドにおける主要輸出国との協議の結果、我が国が譲許水準を下回って実行税率又は分岐点価格を自主的に設定する代償として導入されたもの。

(1) 牛肉に係る緊急措置

当該年度において、輸入数量が一定水準（前年度の初日から各四半期までの累積輸入数量の117%）を超えた場合には、関税率を実行税率である38.5%から譲許水準である50%まで戻すもの（関税暫定措置法第7条の5）。

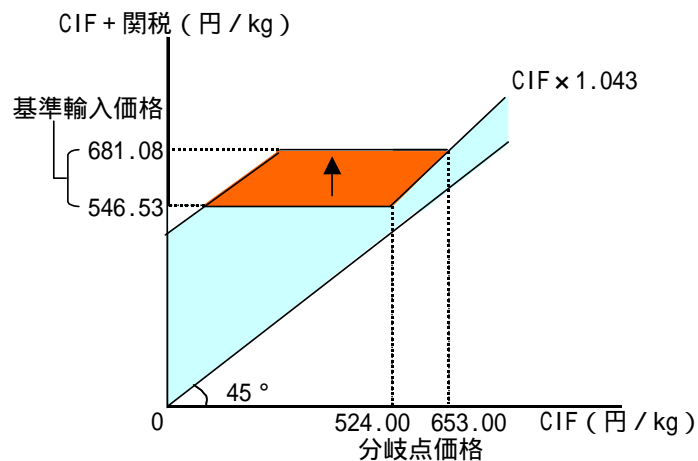
(2) 豚肉に係る緊急措置

当該年度において、輸入数量が一定水準（前年度までの過去3年度の年度の初日から各四半期までの累計輸入数量の平均値の119%）を超えた場合には、分岐点価格を譲許水準まで戻すもの（関税暫定措置法第7条の6第1項）。

2. 豚肉の特別緊急関税

ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて関税化された豚肉について、当該年度において、輸入数量が一定の発動水準を超えた場合に、譲許水準を超えて一定の関税率の引上げを行うもの（関税暫定措置法第7条の6第2項）。

豚肉に係る緊急措置発動の場合（部分肉）（平成16年度）



豚肉に係る特別緊急関税発動の場合（部分肉）（平成16年度）

